

# 附属明細書

2014年 4月 1日から2015年 3月31日まで

## 1．基本財産及び特定資産の明細

基本財産について、財務諸表の「注記3.基本財産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略する。

## 2．引当金の明細

該当なし。